

# 建設工事における最低制限価格の算定方法の見直しについて

平成20年9月1日施行の「財団法人函館市住宅都市施設公社最低制限価格制度実施要領」を改正し、建設工事における最低制限価格の算定方法を見直します。

見直し後の算定方法は、平成21年2月23日以降に入札公告する建設工事から適用します。（入札公告日が平成21年2月20日以前の建設工事の最低制限価格については、見直し前の算定方法となります。）

## 算定方法の概要

### 1 基準価格の設定

最低制限価格を算定するための基準となる価格（＝基準価格）を、次に掲げる額の合計により求めます。

- (1) 直接工事費の95%
- (2) 共通仮設費の90%
- (3) 現場管理費の60%
- (4) 一般管理費の30%

ただし、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合は、10分の8.5の額とし、3分の2に満たない場合は、3分の2の額とします。

### 2 最低制限価格の算定

- (1) 最低制限価格は、予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内とします。
- (2) 有効な入札書の最低の価格が前項の「基準価格」以上の場合は、「基準価格」を最低制限価格とします。

#### **改正前**

- (3) 有効な入札書の最低の価格が「基準価格」未満の場合は、当該入札について平均額を求め、**その額に10分の8.5を乗じた額**を最低制限価格とします。（その額が基準価格を上回った場合は基準価格を最低制限価格とします。）

#### **改正後**

- (3) 有効な入札書の最低の価格が「基準価格」未満の場合は、当該入札について平均額を求め、**その額**を最低制限価格とします。（その額が基準価格を上回った場合は基準価格を最低制限価格とします。）

その他詳細については、財団法人函館市住宅都市施設公社最低制限価格制度実施要領をご覧ください。

（平成21年2月17日）